

令和 8 年度障害を理由とする差別の解消の推進に関する主な取組について

障害への理解と障害者差別解消法の普及啓発を推進するため、令和 8 年度は、本年度の取組を継続するとともに、以下の取組を実施する。

※新規・充実する取組は、網掛け太字で記載

| 対象 | No | 時期（予定） | 取組項目 | 内容 |
|--------------|----|-------------------------------|-------------------------|---|
| 区民・区内事業者向け取組 | ① | 令和8年 4月1日～9日 | 発達障害理解に関するパネル展 | 世界自閉症啓発デー（4月2日）および発達障害啓発週間（4月2～8日）に合わせて、区役所アトリウムにおいて発達障害理解に関するパネル展を開催する。 |
| | ② | 令和8年4月・10月 | 練馬区主催のまつりにおける障害理解の普及啓発 | 令和8年4月26日開催の照姫まつりおよび10月開催予定の練馬まつりにおいて、練馬区障害者の意思疎通の促進と手話言語の普及啓発に関する条例リーフレットや「障害者とのコミュニケーションガイドブック」等を配布する。 |
| | ③ | 令和8年 9月18日～28日 | 手話言語の理解に関するパネル展 | 手話言語の国際デー（9月23日）に合わせて、区役所アトリウムにおいて手話言語の理解に関するパネル展を開催する。 |
| | ④ | 令和8年10月3日 | 手話まつり | 手話言語の理解・普及につながるイベントを練馬区聴覚障害者協会と連携して実施する。 |
| | ⑤ | | 障害理解に関するパネル展 | 区役所アトリウムにおいて、障害理解や障害者差別解消法に関するパネル展を開催する。 |
| | ⑥ | 令和8年12月 (障害者週間に 合わせた取組) | 図書館における障害理解に関する本の展示 | 図書館で障害理解等をテーマとした本を紹介する。 |
| | ⑦ | | 障害理解に関する講演会 | 障害当事者等を講師に招き、障害者差別解消法や障害理解に関する講演会を開催する。 |
| | ⑧ | | 障害理解に関する記事の区報への掲載 | 障害理解に関する記事を区報に掲載する。 |
| | ⑨ | | 年1回開催 | 高次脳機能障害の理解に関する講演会 |
| | ⑩ | 複数回開催 | 発達障害の理解に関する講演会 | こども発達支援センター等において、発達障害に関する知識の啓発を目的とした講演会を開催する。 |
| | ⑪ | 区民向け1回 事業者向け1回 開催 | 障害者とのコミュニケーションサポーター養成研修 | 障害者とのコミュニケーションガイドブックを活用し、様々な生活場面で障害のある人が困っているとき、積極的に声をかけ行動に移すことができる区民や区内事業者を「障害者とのコミュニケーションサポーター」として養成するための研修を実施する。 |
| | ⑫ | 通年 | 区内事業者に対する合理的配慮の提供等の周知 | 不当な差別的取扱いの禁止および合理的配慮の提供等について、乗合バス事業者や商工会議所等に周知を行う。 |

| 対象 | No | 時期（予定） | 取組項目 | 内容 |
|----------|----|---------------------------|-------------------------|--|
| 教育機関向け取組 | ① | 通年 | 障害理解に係る障害者団体の訪問授業 | 区内障害者団体が小中学校および幼稚園・保育園等へ講師として訪問し、講義・体験・交流などの授業を行う。 |
| | ② | 令和8年12月 (障害者週間に合わせた取組) | 小中学校図書館における障害理解に関する本の展示 | 小中学校の図書館において、障害理解に関する本の企画・展示を行う。 |
| 区職員等向け取組 | ① | 随時 | 職員向け研修 | 新任職員、全職員、新任管理職員、それぞれを対象とした障害者差別解消法に係る研修を実施する。 |
| | ② | 通年 | 図書館職員向け講座 | 障害者地域生活支援センターは、希望があった図書館の職員向けに、図書館に来館する障害のある方への対応方法など、障害理解促進講座を実施する。 |